

## 船橋市再生センター跡地利用に関する陳情

### 【願 意】

平成30年3月31日で廃止になった「船橋市再生センター」跡地利用について、売却あるいは賃貸による資材置き場等という話をお聞きしておりますが、この市有地である跡地には、地域住民や広く市民が利用出来る公共公益施設の設置を検討すべきであり、市民の貴重な財産であるこの土地をもっと有効に利用する為、売却や貸付を選択されないようお願いしたい。

### 【理 由】

当自治会には、既に数ヶ所の民間の建設資材、廃材置き場がありますが、以前建設廃材置き場に隣接していたある会員は、肺に疾患があり、その為土砂、ほこりで大分苦しめられたことがあります。現在も3メートルを越す残土置き場もあります。

又、別の建設資材・残土置き場では、整理整頓がされず、住民は大いに迷惑しております。これが当自治会の現状ですので、このような置き場が、更に増えることには憂慮せざるを得ません。

又、広大な「船橋市再生センター」跡地には、隣接して住宅地がありますが、このような置き場になれば、トラック、ダンプカーなどの大型車輛の出入りが多くなり、中では重機が使用されると思いますので、近隣住民にとっては安心した生活が送れなくなるのみならず、近接する都市公園法上の墓園である「馬込霊園」にも悪影響を与えるのではないかと大変危惧しております。更には、行田の「国家公務員体育センター」跡地や二和向台の国家公務員宿舎「二和住宅」跡地では、市が土地を買収し、市民の為の施設を建設、又は建設しようとしておりますが、その市がこの市有地を売却あるいは貸付を考えておられる事は極めて残念であります。

私達の周辺は、公民館や学校などの施設に遠く、行事や活動への参加もなかなか困難である為、この土地には近隣住民のみならず墓参時の市民も有効に利用出来る休養施設や多目的スポーツ広場、児童公園あるいは防災時の避難場所や防災備蓄基地等の施設を検討すべ

きであると思います。

当該地域は、昭和 13 年 10 月に国が定め、戦前戦後を含め永い歴史のある「滝不動風致地区」内にあります。

私達は貴重な緑、自然、馬込霊園を含む周辺の景観や環境を大事にしなければなりません。市が資材置き場などを許可すれば、市自らこの「滝不動風致地区」の景観や環境を悪化させる事になり、永年行政と共に培ってきた折角の良好な環境が台無しになります。

従いまして、このかけがえのない公共の財産は、この風致地区に相応しい公共施設あるいは公益的空間や施設が最も必要な選択肢であると考えます。